



唐口徹
Toru Karakuchi

金融緩和より 利益体質の 改革

建 設業界は、建設投資が激減、過当競争が激化する供給過多の状況が長く続いていながらもかわらず、建設業者も減らず倒産も沈静化し、表面的には危機的な状況にない。タフで、やりくり上手な業界なのかも知れない。だが、一皮剥くと、傷だらけである。その危機意識にもう少し、鋭敏になってもらいたいと思う。特に中小建設業界に危機が押し寄せている。その震源は、中小企業金融円滑化法が来年三月末で打ち切られることにある。この制度、元々、今年三月末までの時限立法であったにもかかわらず、

に、死にもの狂いで受注を確保しようとするからである。

某中堅ゼネコン関係者に最近、聞いた話では、金融機関は企業再生の融資として抱えている不動産の価値を推し量ることなく、とにかく売却の形を作ることを求めるといふ。明らかに資産価値の上がる本社ビル、支店ビルでも再生計画に売却を盛り込まないと融資ができないとの一点張りになる。資産価値ではなく、貸出資金回収のための即時的形態（アリバイ）が何よりも重要なのである。泣く泣くタダ同然で売却した本社ビルが、その後のインフラやまちづくりの付加価値を得て、数十倍の資産価値となり、何度、ホゾを噛んだことかというのである。

このような金融機関の、中小建設業への評価は金銭収支の一面に偏り、その尺度として受注高のみを見ている。だから円滑化法なき後の、厳しい融資環境の中で、建設業者は公共工事の受注に乗り出さざるを得ない。くじ引きで公共工事を止めれば、四〇%の前払金を得て、さらに「地域建設業経営強化融資制度」も活用すれば、キャッシュフローは一段と楽になり、さらに金融機関の格付けも維持できる。

こんな、誘惑に勝てる経営者は少なくない。

らず、デフレ脱却ができない経済状況で政権が妥協、一年間延長としたもの。金利減免や融資緩和などにより延命させてきたわけだが、金融庁によると、不良債権と判断せざるを得ない企業は五、六万社にのぼると言われている。

ところが金融機関は、この期限切れを見越して、これからの融資を渋り、融資の回収（貸し剥がし）を厳しく迫っているという。建設業界は、この円滑化法の恩恵を受けている上位業種であり、下請けも含めてキャッシュフローで息づいていた中小建設業界の運転資金の血流が止められてしまいかねないのである。

こうした中で地方建設業界からは、国土交通省が平成二十年十一月から実施してきた「地域建設業経営強化融資制度」が、来年三月末に期限切れになることから、この延長を求める声が大きくなっている。この制度は、円滑化法の施行（平成二十一年十二月）より早く実施した金融措置であり、その意味ではより先駆的な取り組みと言える。公共工事を受注している中小・中堅企業（資本金二〇億円以下、従業員一五〇〇人以下）を対象に、施工している工事の未完成部分を担保に建設業振興基金の債務保証により、債権を民間事業者や事業協同組合に

だが、そのためには赤字受注の、苦しい関門を潜り抜けることで、体力を消耗させなければならぬ。経営環境はさらに悪化してしまふ。その意味では、円滑化法が終わり、地域建設業経営強化融資制度が延長されるならば、公共工事での受注競争はさらに激しく、絶望的に展開されかねない。仕事を取れば取るほど、負債が膨大にかさむという悪循環にもなりかねない。

総利益二〇%でも 営業利益赤字の訳を考えよう

建設業情報管理センターの「平成二十二年度建設業の経営分析」によると、同センターで経営事項審査を受けている建設業の売上高総利益率は二〇・八%なのに、同営業利益率はマイナス二・二%、同経常利益率はマイナス一・二%だという。これは、資本金五億円未満の約六・五万社を対象としており、地方建設業の平均値と言えるが、ここで浮かび上がるのは、現場での利益率は二〇%前後確保しているのに、一般管理費がその利益率を食い込んで営業利益率を赤字にし、営業外利益でその赤字幅をやや少なくしているという構造である。

つまり現場利益は善戦しているのに、本社や

譲渡し、金融機関からの融資を図るというものだ。

救いならぬ地域強化融資制度、 むしろ競争激化させる

ところが、この制度は当初、緊急避難的に考へ出したアイデアであったせいも、その財源的措置は国の補正予算に頼っている。建設業界の景況がまったく好転せず、むしろ悪化している中で、国土交通省は、期間を一年また一年と延長してきた経緯がある。逆に言えば、補正予算が成立しなければ打ち切りになるのである。国土交通省は、中小企業円滑化法の打ち切りが決定的で、金融庁も中小企業の経営改善支援が必要だとしていることから、来年三月末の期限を、また一年延長する検討を開始している。

だが、こうした金融措置が果たして建設業界の再生につながるのかどうか、はなはだ疑問である。むしろ、このような金融的な延命策は、一方で公共工事の過当競争をいま以上に激化させる可能性がある。中小企業金融円滑化法の期限切れは、これまで延命してきた中小建設業を「不良債権」と格付けする圧力を強め、融資を求める中小建設業は、金融機関の評価を得るため

営業所の人件費や経費がかかり過ぎて、営業損を出し、それを何とか、これまでの蓄えでカバーしているが追いつかない、というものである。これが大手や中堅のゼネコンになると、完成工事総利益率が七、八%で一般管理費が五、六%、差し引き営業利益は一、二%となる。総利益が二〇%もあれば、もう笑いが止まらないわけだが、現実の姿は乾ききった一般管理費の雑巾(?)をさらに絞ろうということにある。

中小建設業は、一般管理費の主要人件費を削れず抱えていて、利益を出せないことが、統計の数字から読み取れる。そんなマクロでは現実は見えないよ、と言われそうだが、数字はそう語っている。とするならば、いくら金融緩和の措置をしても、経営の病巣は固定費のメタボにあり、それを改善しない限り、資金の注入はムダな血になって出ていくだけである。

中小企業金融円滑化法が停止されるのを機会に、その救いを地域建設業経営強化融資制度に求めるのではなく、自らの利益体質の改革にメスを入れる以外、本当の生き残りの道はないのではないか。そうでなければ、公共工事でのダンプの泥沼にさらに深く、深く沈み込むだけであろう。

